ことなどから，同日，事実上消滅した。

(6) 被上告人は，平成２２年２月１２日，上告人に対し，上告人の現地製造子会社等に対する本件ブラウン管の売上額を基礎として算定された課徴金１３億７３６２万円を納付することを命じる本件課徴金納付命令を発した。

第２　上告代理人内田晴康ほかの上告受理申立て理由第３及び第４について

１　所論は，本件合意は国外で合意されたものであるところ，本件ブラウン管を直接購入したのは国外に所在する現地製造子会社等であること等から，本件は我が国の独禁法の適用対象とならない旨をいうものである。

２　独禁法は，国外で行われた行為についての適用の有無及び範囲に関する具体的な定めを置いていないが，同法が，公正かつ自由な競争を促進することなどにより，一般消費者の利益を確保するとともに，国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的としていること（１条）等に鑑みると，国外で合意されたカルテルであっても，それが我が国の自由競争経済秩序を侵害する場合には，同法の排除措置命令及び課徴金納付命令に関する規定の適用を認めていると解するのが相当である。したがって，公正取引委員会は，同法所定の要件を満たすときは，当該カルテルを行った事業者等に対し，上記各命令を発することができるものというべきである。

そして，不当な取引制限の定義について定める独禁法２条６項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは，当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいうものと解される（最高裁平成２２年（行ヒ）第２７８号同２４年２月２０日第一小法廷判決・民集６６巻２号７９６頁参照）。そうすると，本件のような価格カルテル（不当な取引制限）が国外で合意されたものであっても，当該カルテルが我が国に所在する者を取引の相手方とする競争を制限するものであるなど，価格カルテルにより競争機能が損なわれることとなる市場に我が国が含まれる場合には，当該カルテルは，我が国の自由競争経済秩序を侵害するものということができる。

３　前記事実関係等によれば，我が国テレビ製造販売業者は，自社との資本関係又は緊密な業務提携関係に基づき，現地製造子会社等を含むグループ会社が行うブラウン管テレビの製造販売業全体を統括し，ブラウン管テレビの生産計画や仕様等を決定するなどした上で，現地製造子会社等に指示して製造させ，また，我が国テレビ製造販売業者又はその子会社等は，現地製造子会社等が本件ブラウン管を用いて製造したテレビの全部又は相当部分を購入した上で販売していたものである。このように，我が国テレビ製造販売業者は，ブラウン管テレビの製造業務については現地製造子会社等に移管又は委託していたものの，ブラウン管テレビの製造販売業の主体として引き続き自社及びその子会社等が行う当該事業を統括し，遂行していたものであり，現地製造子会社等は，我が国テレビ製造販売業者による指示を受ける関係にあったものということができる。そして，我が国テレビ製造販売業者は，ブラウン管テレビの製造販売業を統括し，遂行する一環として，その基幹部品であるブラウン管の購入先，購入価格，購入数量等の重要な取引条件を決定し，その購入を現地製造子会社等に指示し，現地製造子会社等に本件ブラウン管を購入させていたものである。さらに，我が国テレビ製造販売業者は，サムスンＳＤＩほか４社との間で本件ブラウン管の取引条件に関する本件交渉等を自ら直接行っていたものであるところ，本件合意は，その本件交渉等においてサムスンＳＤＩほか４社が提示する価格を拘束するものであったというのである。

そうすると，本件の事実関係の下においては，本件ブラウン管を購入する取引は，我が国テレビ製造販売業者と現地製造子会社等が経済活動として一体となって行ったものと評価できるから，本件合意は，我が国に所在する我が国テレビ製造販売業者をも相手方とする取引に係る市場が有する競争機能を損なうものであったということができる。

４　以上によれば，本件合意は，日本国外で合意されたものではあるものの，我が国の自由競争経済秩序を侵害するものといえるから，本件合意を行った上告人に対し，我が国の独禁法の課徴金納付命令に関する規定の適用があるものと解するの

が相当である。所論の点に関する原審の判断は，是認することができる。

第３　上告代理人内田晴康ほかの上告受理申立て理由第５について

１　所論は，事業者が不当な取引制限を行い，それが商品の対価に係るものであるときの課徴金額の算定基礎となる当該商品の売上額（独禁法７条の２第１項）は，具体的な競争制限効果が日本で発生した商品の売上額に限定されるものと解すべきであるから，国外で引渡しがされた本件ブラウン管の売上額を課徴金額の算定基礎とすることはできない旨をいうものである。

２　独禁法の定める課徴金の制度は，カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし，カルテルの予防効果を強化することを目的として，既存の刑事罰の定め（同法８９条）やカルテルによる損害を回復するための損害賠償制度（同法２５条）に加えて設けられたものであり，カルテル禁止の実効性を確保するための行政上の措置である（最高裁平成１４年（行ヒ）第７２号同１７年９月１３日第二小法廷判決・民集５９巻７号１９５０号参照）。また，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令は，同法７条の２第１項を受けて，課徴金額の算定基礎となる売上額の算定方法について定めるが（５条及び６条），その中に国内で引渡しがされた商品の売上額に限る旨の定めはない。

前記第２の３のとおり，本件の事実関係に鑑みれば，本件合意は，我が国に所在する我が国テレビ製造販売業者をも相手方とする取引に係る市場が有する競争機能を損なうものであったということができる。そうすると，上記の課徴金制度の趣旨及び法令の定めに照らせば，本件ブラウン管の引渡しが国外で行われていたとしても，その売上額が課徴金額の算定基礎となる当該商品の売上額に含まれないと解すべき理由はない。

３　したがって，本件合意の対象である本件ブラウン管が現地製造子会社等に販売され日本国外で引渡しがされたものであっても，その売上額は，独禁法７条の２第１項にいう当該商品の売上額に当たるものと解するのが相当である。これと同旨の原審の判断は，正当として是認することができる。

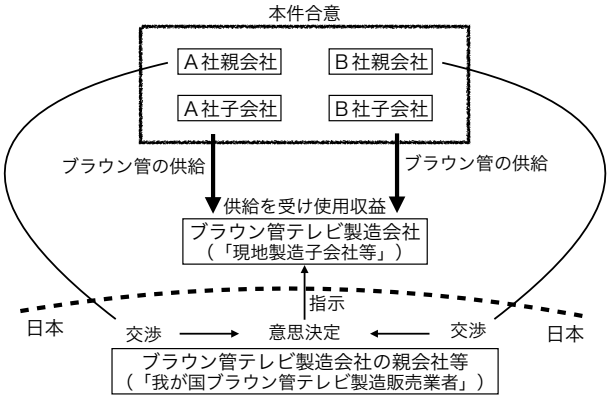

第一条　この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

第二条

④　この法律において「競争」とは、二以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、かつ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく次に掲げる行為をし、又はすることができる状態をいう。

一　同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること

二　同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること

⑥　この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

第七条の二

事業者が、不当な取引制限又は不当な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に百分の十（小売業については百分の二・五、卸売業については百分の三、卸売業に乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一　商品又は役務の対価に係るもの

二　商品又は役務について次のいずれかを実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの

イ　供給量又は購入量

ロ　市場占有率

ハ　取引の相手方